

全国 患者・家族集会**2017**

～誰もが安心して医療が受けられる社会を目指して～

2017年11月 2 5 日

全国がん患者団体連合会の取り組み

一般社団法人 全国がん患者団体連合会 副理事長
松本陽子

全国がん患者団体連合会

2015年5月

一般社団法人設立

2017年9月4日現在 38団体加盟

【目的】

がん医療の向上と
がんになっても
安心して暮らせる社会の
構築に寄与すること



全国がん患者団体連合会

【がん患者学会、患者カレッジ】 【政策提言活動】

- がん対策基本法改正案について
- 次期 がん対策推進基本計画について
- 受動喫煙防止対策推進について



全国がん患者団体連合会

【政策提言活動】

- 患者申出療養制度について
JPAとの連携（院内集会、共同アピール）

...国民皆保険制度の堅持

患者の安全性の確保と負担軽減
政策決定プロセスへの患者参画



第3期がん対策推進基本計画(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防(※)
- (2)がんの早期発見、がん検診(2次予防)

(※)受動喫煙に関する目標値等については、受動喫煙対策に係る法案を踏まえて別途閣議決定する予定。

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

ゲノム医療推進コンソーシアム懇談会

開催の趣旨等

- ゲノム情報を解析し最新の医学的知見に基づいて個人の状態により合わせた診療を行うがんゲノム医療を実現するためには、ゲノム情報を効果的に集積し、診療や新たな医薬品等の開発に利活用する仕組みを構築する必要がある。
- 国内の医療従事者や研究者の力を結集し、最新のがんゲノム医療を国民に提供する仕組みを構築するために必要な機能や役割を検討し、がんゲノム医療の提供体制の具体的な進め方を検討するため、「がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会」を開催する。

構成員

天野 慎介	全国がん患者団体連合会	中西 洋一	九州大学大学院医学研究呼吸器内科学分野
五十嵐 隆	国立成育医療研究センター	西田 俊朗	国立がん研究センター中央病院
加藤 和人	大阪大学大学院医学系研究科	◎ 間野 博行	国立がん研究センター研究所
北川 雄光	慶應義塾大学医学部外科学	宮園 浩平	東京大学大学院医学系研究科
杉山 将	理化学研究所 革新知能統合研究センター 東京大学東京大学大学院新領域創成科学研究科	○ 宮野 悟	東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター
直江 知樹	名古屋医療センター	山口 俊晴	がん研有明病院

◎：座長

○：副座長

1

まとめにかえて

1. がんゲノムに関わるデータを漫然と収集するのではなく、成果は可能な限りオープンとし、がんゲノム医療推進コンソーシアムの「個別目標」を明示することが必要
 - コンソーシアムにおける医療と研究の切り分けを明確にすること
 - 「5年以内に革新的ながん治療薬の創出に向けた10種類以上の治験への導出」などの具体的な期限と目標を明示すること
2. 「がん研究の進歩に期待を寄せつつ、1日1日を大切に生きているがん患者」に対して、そのベネフィットと成果を確実に届けることが必要
 - 薬事承認や保険適応に繋げる仕組みが必要
 - 特に希少がん、難治がん、小児がん患者に対しては特段の配慮が必要
3. 参画するがん患者や国民などに対して、がん医療の向上に繋がるベネフィットが還元されるのであれば、一定程度の経済的負担も許容され得ると考える
 - 臨床的意義や妥当性が必ずしも明らかでない検査や分析については、その事実を参加する患者や国民にわかりやすく確実に説明し、本人の同意を得ること
4. がんゲノム医療において患者を支援する人材が圧倒的に不足しており育成が急務
 - 遺伝カウンセラーなどを国家資格とするとともに、急増する医療現場での患者説明を可能とするために、研修や認定試験をもとに認定資格などを別途検討すること
5. がん患者や遺伝子変異陽性のがん未発症者の社会的不利益からの擁護
 - 米国GINA法 (Genetic Information Nondiscrimination Act)などを参考に法令による擁護策を講じ、「がん教育」などを通じたゲノムに関わる科学教育と啓発を行うこと

がん対策基本法

（基本理念）

がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、
がん患者が、その置かれている状況に応じ、
適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援
その他の必要な支援を受けることができるようにすると
ともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、
がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境
の整備が図られること。

実効性のあるものに！